

カンボジア王国
国家 宗教 国王

司法省
98KYBrK/09 号

裁判上の寄託の手続に関する省令

司法大臣は、

カンボジア王国憲法,
閣僚評議会の組織及び運営に関する法律を公布する1994年7月20日付け公布令02/NS/94号,
カンボジア王国政府構成員を任命する2008年9月25日付け勅令NS/RKT/0908/1055号,
司法省設置に関する法律を公布する1996年1月24日付け公布令NS/RKM/0196/04号,
カンボジア国裁判所の組織及び活動に関する法律を公布する1993年2月6日付公布令06.KR号,
民事訴訟法を公布する2006年7月6日付け公布令NS/RKM/0706/021号に従い,
民事訴訟法の適用にかかる必要性に鑑みて、

次のように決定する。

第1章 総則

第1条 (趣旨)

この省令は、民事訴訟法に基づく金銭又は有価証券の裁判所への寄託の手続について定めるものとする。

第2条 (寄託の事務取扱者)

裁判所への寄託に関する事務は、寄託をすべき裁判所の書記官で、その裁判所の所長が指名したものが取り扱う。

第3条 (寄託に関する書記官の処分)

- 1 裁判所への寄託に関する書記官の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- 2 第1項の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から1週間以内に、その処分を行った書記官の所属する裁判所に対して、書面でしなければならない。

- 3 第2項の期間は、伸長することができない。
- 4 第2項の異議の申立てに対する決定に対しては、抗告をすることができる。
- 5 第4項に定める抗告については、民事訴訟法に定める抗告の例による。

第4条（訴訟上の担保のための寄託の管轄）

民事訴訟法第1編（総則）から第5編（督促手続）までの規定による担保の提供としてする金銭又は有価証券の裁判所への寄託は、担保を立てるべきことを命じた裁判所にしなければならない。

第5条（添付書類の原本還付）

- 1 寄託書及び寄託物払渡請求書に添付した書類については、寄託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、代理人の権限を証する書面については、この限りではない。
- 2 書類の還付を請求するには、寄託書又は請求書に原本と相違がない旨を記載した当該書類の謄本をも添付しなければならない。
- 3 書記官は、書類の原本を還付したときは、還付を受けた者にその旨を第2項の謄本に記載させて署名をさせなければならない。

第2章 寄託の目的物を寄託する手続

第6条（寄託の申請）

- 1 寄託の申請をするには、寄託の種類に従い、添付第1号から第6号までの書式による供託書寄託者用及び同裁判所に寄託の目的物を添えて書記官に提出しなければならない。
- 2 第1項の寄託書には、次の事項を記載し、申請者又はその代表者（寄託者が法人であるとき）若しくは代理人が署名又は指印をしなければならない。
 - 一 寄託者の氏名、性別、生年月日及び住所、寄託者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - 二 代理人により寄託する場合には、代理人の氏名及び住所
 - 三 寄託金の額又は有価証券を寄託するときには、その名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券については、その旨）、回記号、番号、枚数その他有価証券を特定するに足りる事項
 - 四 寄託の原因たる事実
 - 五 寄託を義務付け、又は許容した法令の条項
 - 六 寄託物の還付を請求することができる者（以下「被寄託者」という。）を特定することができるときは、被寄託者の氏名及び住所、被寄託者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - 七 寄託に係る裁判上の手続に係る裁判所の名称及び事件番号
 - 八 寄託を申請する裁判所の表示

九 寄託申請年月日

第7条（寄託書の添付書面）

- 1 法人が寄託をしようとするときは、代表者の資格を証する書面を寄託書に添付しなければならない。
- 2 代理人によって寄託をしようとするときは、代理人の権限を証する書面を寄託書に添付しなければならない。

第8条（記名式有価証券の寄託）

記名式有価証券を寄託しようとするときは、裏書その他その還付を受けた者が直ちに権利を取得することができるような措置を講じなければならない。

第9条（担保の変換のための寄託）

- 1 民事訴訟法第71条（担保の提供方法及び担保の変換）第2項（同法第377条（担保の提供）、461条（保証金の提供による強制売却の取消し）第4項、536条（担保の提供）において準用する場合を含む。）の規定による寄託物の変換は、担保を提供すべき者が、裁判所の担保物変換の決定に基づき、新たな寄託をし、その後に従前の寄託物の払渡しを受ける方法により行う。
- 2 第1項の寄託をするときは、担保の変換のための寄託である旨、裁判所の担保変換決定の内容及び寄託中の寄託物を特定するに足りる事項を明らかにしなければならない。

第10条（寄託申請受理手続）

書記官は、寄託の申請を受理すべきものと認めるときは、寄託書寄託者用に、寄託の申請を受理する旨及び寄託物を受領した旨並びに寄託番号を記載して署名し、これを寄託者に交付しなければならない。

第11条（寄託金受入れの特則）

- 1 書記官は、金銭の寄託に際し、寄託をしようとする者から申出があるときは、第6条（寄託の申請）の規定による金銭の提出に代えて、裁判所の預金口座に寄託金の振込みを受けることができる。この場合においては、金銭の寄託をしようとする者は、寄託の種類に従い、第6条第1項の規定にかかわらず、第7号書式から第10号書式までの供託書（寄託者用）及び同（裁判所用）を書記官に提出しなければならない。
- 2 書記官は、前項の申出があった場合において、同項の寄託を受理すべきものと認めるときは、寄託書（寄託者用）に寄託を受理する旨、寄託番号及び受理の年月日を記載して署名し、寄託書（裁判所用）の該当欄に、受理の年月日を記載して署名し、さらに振込期限を記載した上、これらを保管しなければならない。

3 書記官は、前項の規定により寄託を受理したときは、寄託者に対し、振込期日までに寄託金を預金口座へ振り込むべき旨及び期日までに入金されないときは受理の決定は効力を失う旨を記載した第11号の書式による受理決定通知書を交付してこれを告知し、かつ、第12号書式による振込依頼書中の「振込先金融機関」欄に金融機関名を、「受取人」欄に口座番号及び口座名を、「寄託番号」欄に寄託番号を、「金額」欄に寄託金額をそれぞれ記載してこれを寄託者に交付する。

4 振込期日は、寄託を受理した日から一週間以後の日でなければならない。ただし、法令の規定又は寄託を命ずる裁判により寄託の期日が定められているときには、この限りでない。

5 寄託者が第2項の振込期日までに寄託金を振り込まないときは、受理の決定は効力を失う。

6 寄託者が第2項の振込期日までに寄託金を振り込んだときは、書記官は、寄託書（寄託者用）に寄託金を受領した旨を記載して署名し、これを寄託者に交付しなければならない。

第12条（寄託の申請の却下）

書記官は、寄託の申請を受理すべきでないと認めるときは、却下書を作成し、これを寄託者に交付しなければならない。

第3章 寄託物の払渡しの手続

第13条（寄託物の還付）

寄託物の還付を請求する者は、この省令の定めるところにより、その権利を証明しなければならない。

第14条（寄託物の取戻し）

寄託者は、この省令の定めるところにより、次の各号の一に該当することを証明した場合に限り、寄託物の取戻しを請求することができる。

- 一 寄託が錯誤によるものであるとき。
- 二 寄託の原因が消滅したとき。

第15条（寄託物の払渡請求）

1 寄託物の還付又は寄託物の取戻しを請求する者は、寄託物の種類に従い、添付第13号又は第14号の書式による寄託物払渡請求書を書記官に提出しなければならない。

2 寄託物払渡請求書には、次の事項を記載し、請求者又はその代表者（請求者が法人であるとき）若しくは代理人が署名又は指印をしなければならない。

- 一 寄託番号
- 二 払渡しを請求する寄託金の額又は有価証券の払渡しを請求するときには、その名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券については、その旨）、回記号、番号、枚数その他有価証券を特

定するに足りる事項

三 払渡請求の事由

四 払渡請求の種類（還付又は取戻しの別）

五 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所、請求者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

六 請求者が寄託者又は被寄託者の権利の承継人であるときは、その旨

七 代理人により払渡しを請求する場合には、代理人の氏名及び住所

八 払渡しを請求する裁判所の表示

九 払渡請求の年月日

第16条（払渡請求の添付書面等）

1 寄託物の払渡しを請求する者は、払渡請求書に寄託物の還付又は取戻しをする権利を有することを証する書面を添付しなければならない。この場合において、請求者は、写真付きの公的身分証明書を提示し、かかる書面の写しを添付しなければならない。

2 法人が払渡しを請求するときは、払渡請求書に、請求の日から3ヶ月以内に発行された代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。この場合において、代表者は、写真付きの公的身分証明書を提示し、かかる書面の写しを添付しなければならない。

3 代理人によって払渡しを請求するときは、払渡請求書に代理人の権限を証する書面を添付しなければならない。この場合において、代理人は、代理人の写真付きの公的身分証明書及び本人の公的身分証明書を提示し、それらの書面の写しを添付しなければならない。

第17条（払渡しの認可）

書記官は、寄託物の払渡しの請求を理由があると認めるときは、寄託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載して署名し、寄託物を請求者に交付し、請求者にその受領を証させなければならない。

第18条（寄託物を払い渡した場合の寄託書（裁判所用）の記載）

書記官は、寄託物を払い渡したときは、寄託書（裁判所用）に払渡年月日、還付又は取り戻しの旨、払渡高及び残高を記載しなければならない。ただし、寄託物の全部を払い渡したときは、還付又は取り戻しの旨、払渡高及び残高の記載に代えてその全部につき還付又は取戻しがされた旨を記載することができる。

第19条（払渡請求の却下）

書記官は、払渡しの請求に理由がないと認めるときは、却下書を作成し、これを請求者に交付しなければならない。

第4章 雑則

第20条（寄託に関する書類の閲覧）

- 1 寄託について利害関係を有する者は、寄託に関する書類の閲覧を請求することができる。
- 2 閲覧を請求しようとする者は、添付第15号の書式による申請書を提出しなければならない。

第21条（寄託に関する事項の証明）

- 1 寄託について利害の関係がある者は、寄託に関する事項について証明を請求することができる。
- 2 証明を請求しようとする者は、添付第16号の書式による申請書を提出しなければならない。

第5章 最終条項

第22条（施行期日）

この省令は、司法大臣が署名した1か月後から施行する。

プノンペン，2009年12月9日
司法大臣

アン＝ヴォンワッタナ

（写）

適用のため

州・市裁判所

情報として

最高裁判所及び最高裁判所付最高検事局

控訴裁判所及び控訴裁判所付口頭検事局

州・市裁判所付検事局

軍事裁判所及び軍事裁判所付検事局

司法省裁判所監査局

司法省民事局

弁護士会

文書管理センター（司法省）

第1章 総則	1
第1条 (趣旨)	1
第2条 (寄託の事務取扱者)	1
第3条 (寄託に関する書記官の処分)	1
第4条 (訴訟上の担保のための寄託の管轄)	2
第5条 (添付書類の原本還付)	2
第2章 寄託の目的物を寄託する手続	2
第6条 (寄託の申請)	2
第7条 (寄託書の添付書面)	3
第8条 (記名式有価証券の寄託)	3
第9条 (担保の変換のための寄託)	3
第10条 (寄託申請受理手続)	3
第11条 (寄託金受入れの特則)	3
第12条 (寄託の申請の却下)	4
第3章 寄託物の払渡しの手続	4
第13条 (寄託物の還付)	4
第14条 (寄託物の取戻し)	4
第15条 (寄託物の払渡請求)	4
第16条 (払渡請求の添付書面等)	5
第17条 (払渡しの認可)	5
第18条 (寄託物を払い渡した場合の寄託書(裁判所用)の記載)	5
第19条 (払渡請求の却下)	5
第4章 雑則	6
第20条 (寄託に関する書類の閲覧)	6
第21条 (寄託に関する事項の証明)	6
第5章 最終条項	6
第22条 (施行(適用)期日)	6

別表

第1号書式	寄託書(寄託者用)	(裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託)
第2号書式	寄託書(裁判所用)	(裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託)
第3号書式	寄託書(寄託者用)	(裁判上の保証についての有価証券寄託)
第4号書式	寄託書(裁判所用)	(裁判上の保証についての有価証券寄託)
第5号書式	寄託書(寄託者用)	(その他の金銭寄託)
第6号書式	寄託書(裁判所用)	(その他の金銭寄託)

第7号書式	寄託書（当事者用）（裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託） 【振込納付】
第8号書式	寄託書（裁判所用）（裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託） 【振込納付】
第9号書式	寄託書（当事者用）（その他の金銭寄託）【振込納付】
第10号書式	寄託書（当事者用）（その他の金銭寄託）【振込納付】
第11号書式	受理決定通知書
第12号書式	振込依頼書
第13号書式	寄託金払渡請求書
第14号書式	寄託有価証券払渡し請求書（裁判上の保証についての有価証券寄託）
第15号書式	閲覧申請書
第16号書式	証明申請書

書式

第1号書式（第6条第1項関係）

寄託書（寄託者用）

（裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託）

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日		年	月	日	寄託番号		年第	号	
寄託を申請する裁判所の表示 裁判所					寄託に係る裁判上の手続に係る裁判所の名称及び事件番号等 裁判所： 事件番号： 当事者：				
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地： 署名又は指印 ¹ ： (代理人の氏名：) (住所：) (署名又は指印：)					寄託の原因たる事実 <input type="checkbox"/> 1 訴訟費用の担保 <input type="checkbox"/> 2 仮執行の担保 <input type="checkbox"/> 3 仮執行を免れるための担保 <input type="checkbox"/> 4 強制執行の停止の担保 <input type="checkbox"/> 5 強制執行取消しの担保 <input type="checkbox"/> 6 仮差押えの担保 <input type="checkbox"/> 7 仮処分の担保 <input type="checkbox"/> 8 仮差押え取消しの担保 <input type="checkbox"/> 9 仮処分取消しの担保 <input type="checkbox"/> 10 仮差押解放金 <input type="checkbox"/> 11 () (該当する項目番号の前の□に✓印を記入する。)				
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：					備考				
根拠法条 民事訴訟法									
寄託金額 (単位リエル) (金額は訂正しないこと)									
金額を文字で記入									

上記寄託を受理する。
 上記寄託金を受領した
 年 月 日
 裁判所
 書記官

(注)

1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄 託 書 （ 裁 判 所 用 ）

（ 裁 判 上 の 保 証 及 び 仮 差 押 解 放 金 に つ い て の 金 銭 寄 託 ）

寄 託 者 は 、 太 線 の 枠 内 に 記 入 す る 。

申請年月日 年 月 日		寄 託 番 号 年 第 号																
寄 託 を 申 請 す る 裁 判 所 の 表 示 裁 判 所		寄 託 に 係 る 裁 判 上 の 手 続 に 係 る 裁 判 所 の 名 称 及 び 事 件 番 号 等 裁 判 所 : 事 件 番 号 : 当 事 者 :																
寄 託 者 の 氏 名 又 は 名 称 : 法 人 の 代 表 者 氏 名 : 性 別 : 生 年 月 日 : 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 : 署 名 又 は 指 印 ¹ : (代 理 人 の 氏 名 :) (住 所 :) (署 名 又 は 指 印 :)		寄 託 の 原 因 た る 事 実 <input type="checkbox"/> 1 訴 訟 費 用 の 担 保 <input type="checkbox"/> 2 仮 執 行 の 担 保 <input type="checkbox"/> 3 仮 執 行 を 免 れ る た め の 担 保 <input type="checkbox"/> 4 強 制 執 行 の 停 止 の 担 保 <input type="checkbox"/> 5 強 制 執 行 取 消 し の 担 保 <input type="checkbox"/> 6 仮 差 押 え の 担 保 <input type="checkbox"/> 7 仮 処 分 の 担 保 <input type="checkbox"/> 8 仮 差 押 え 取 消 し の 担 保 <input type="checkbox"/> 9 仮 処 分 取 消 し の 担 保 <input type="checkbox"/> 10 仮 差 押 解 放 金 <input type="checkbox"/> 11 () (該 当 す る 項 目 番 号 の 前 の □ に ✓ 印 を 記 入 す る 。)																
被 寄 託 者 の 氏 名 : 法 人 の 代 表 者 氏 名 : 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 :		備 考																
根 拠 法 条 民 事 訴 訟 法																		
寄 託 金 額 (単 位 リ エ ル) (金 額 は 訂 正 し な い こ と)																		
金 額 を 文 字 で 記 入																		

年 月 日 上 記 寄 託 を 受 理 し 、 上 記 寄 託 金 を 受 領 し た 。

裁 判 所
書 記 官

年 月 日	払 渡 高	残 高	摘 要

(注)

1 代 理 人 に よ る 寄 託 の 場 合 に は 、 本 人 の 署 名 ・ 指 印 は 不 要 。

寄託書（寄託者用）

（裁判上の保証についての有価証券寄託）

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日 年 月 日		寄託番号 年 第 号		
寄託を申請する裁判所の表示 裁判所		寄託に係る裁判上の手続に係る裁判所の名称及び事件番号等 裁判所： 事件番号： 当事者：		
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地： 署名又は指印 ¹ ： (代理人の氏名：) (住所：) (署名又は指印：)		寄託の原因たる事実 <input type="checkbox"/> 1 訴訟費用の担保 <input type="checkbox"/> 2 仮執行の担保 <input type="checkbox"/> 3 仮執行を免れるための担保 <input type="checkbox"/> 4 強制執行の停止の担保 <input type="checkbox"/> 5 強制執行取消しの担保 <input type="checkbox"/> 6 仮差押えの担保 <input type="checkbox"/> 7 仮処分の担保 <input type="checkbox"/> 8 仮差押え取消しの担保 <input type="checkbox"/> 9 仮処分取消しの担保 <input type="checkbox"/> 10 仮差押解放金 <input type="checkbox"/> 11 () (該当する項目番号の前の□に✓印を記入する。)		
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：		備考		
根拠法条 民事訴訟法				
寄託有価証券				
名称	枚数	総額面	券面額 回記号及び番号	備考

上記寄託を受理する。

上記寄託有価証券を受領した。

年 月 日

裁判所
書記官

(注)

1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄託書（寄託者用）（その他の金銭寄託）

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日		年	月	日	寄託番号		年	第	号
寄託を申請する裁判所の表示					寄託の原因たる事実				
裁判所									
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地：									
署名又は指印 ¹ ： （代理人の氏名：） （住所：） （署名又は指印：）									
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：									
根拠法条 民事訴訟法									
					備考				
寄託金額									
（単位リエル） （金額は訂正しないこと）									
金額を文字で記入									

上記寄託を受理する。
 上記寄託金を受領した。
 年 月 日
 裁判所
 書記官

（注）

1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄 託 書（裁 判 所 用）（そ の 他 の 金 銭 寄 託）

寄 託 者 は、太 線 の 枠 内 に 記 入 す る。

申請年月日	年	月	日	寄託番号	年 第	号
寄託を申請する裁判所の表示 裁判所				寄託の原因たる事実		
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地： 署名又は指印 ¹ ： (代理人の氏名：) (住所：) (署名又は指印：)						
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：						
根拠法条 民事訴訟法						
				備 考		
寄託金額 (単位リエル) (金額は訂正しないこと)						
金額を文字で記入						

年 月 日、上記寄託を受理し、上記寄託金を受領した。

裁判所
支 部 書記官

年月日	払渡高	残 高	摘 要

(注)

¹ 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄託書（当事者用）

（裁判上の保証及び仮差押解放金についての金銭寄託）【振込納付】

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日				年		月		日		寄託番号		年第		号	
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地： 署名又は指印 ¹ ： （代理人の氏名：） （住所：） （署名又は指印：）										寄託に係る裁判上の手続に係る裁判所の名称及び事件番号等 裁判所： 事件番号： 当事者：					
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：										寄託の原因たる事実 <input type="checkbox"/> 1 訴訟費用の担保 <input type="checkbox"/> 2 仮執行の担保 <input type="checkbox"/> 3 仮執行を免れるための担保 <input type="checkbox"/> 4 強制執行の停止の担保 <input type="checkbox"/> 5 強制執行取消しの担保 <input type="checkbox"/> 6 仮差押えの担保 <input type="checkbox"/> 7 仮処分 ¹ の担保 <input type="checkbox"/> 8 仮差押え取消の担保 <input type="checkbox"/> 9 仮処分取消しの担保 <input type="checkbox"/> 10 仮差押解放金 <input type="checkbox"/> 11 ()					
根拠法条 民事訴訟法										（該当する項目の前のの口に✓印を記入する。）					
寄託金額（単位リエル） （金額は訂正しないこと）										備考					

上記寄託を受理する。
 寄託金を 年 月 日までに当裁判所〔書記官〕の寄託金口座に払い込まれたい。
 上記期日までに払い込まないときは、上記受理決定は、効力を失う。
 年 月 日
 裁判所 書記官

寄託金の受領を証する。
 年 月 日 裁判所 書記官

（注）
 1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄託書（当事者用）（その他の金銭寄託）

【振込納付】

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日	年	月	日	寄託番号	年第	号
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地： 署名又は指印 ¹ ： (代理人の氏名：) (住所：) (署名又は指印：)				寄託の原因たる事実		
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：						
根拠法条 民事訴訟法						
				備考		
寄託金額						
(単位リエル)						
(金額は訂正しないこと)						

上記寄託を受理する。
寄託金を 年 月 日までに当裁判所〔書記官〕の寄託金口座に払い込まれたい。
上記期日までに払い込まないときは、上記受理決定は、効力を失う。
年 月 日
裁判所 書記官

寄託金の受領を証する。 年 月 日 裁判所 書記官

(注)
1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

寄託書（裁判所用）（その他の金銭寄託）

【振込納付】

寄託者は、太線の枠内に記入する。

申請年月日	年	月	日	寄託番号	年第	号
寄託者の氏名又は名称： 法人の代表者氏名： 性別： 生年月日： 住所又は主たる事務所の所在地： 署名又は指印 ¹ ： （代理人の氏名：） （住所：） （署名又は指印：）				寄託の原因たる事実		
被寄託者の氏名： 法人の代表者氏名： 住所又は主たる事務所の所在地：						
根拠法条 民事訴訟法						
				備考		
寄託金額	（単位リエル）					
（金額は訂正しないこと）						

上記寄託を受理する。

寄託金を 年 月 日までに当裁判所〔書記官〕の寄託金口座に払い込まれたい。

上記期日までに払い込まないときは、上記受理決定は、効力を失う。

年 月 日 裁判所 書記官

寄託金を受領した。 年 月 日 裁判所 書記官

年月日	払渡高	残高	摘要	年月日	払渡高	残高	摘要

（注）

1 代理人による寄託の場合には、本人の署名・指印は不要。

受 理 決 定 通 知 書

あなたから 年 月 日付けで申請のあった寄託は，当裁判所
年 号として受理しました。

ついては，寄託金は， 年 月 日までに，別添振込依頼書によ
り、指定預金口座に入金してください。同日までに入金がなされなかつた
ときは，この寄託の受理決定は，効力を失います。

なお，寄託書（当事者用）は，入金後，あなたに交付〔又は送付〕され
ますので，大切に保管してください。

年 月 日

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

振 込 依 頼 書

依 頼 日	年 月 日	振 込 金 額	リ エ ル
振 込 先 金 融 機 関			手 数 料	リ エ ル
受 取 人	預 金 種 目	当 座	口 座 番 号	
	口 座 名			
寄 託 番 号	年 号			
依 頼 人	住 所			
	氏 名 又 は 名 称			
取 扱 金 融 機 関 の 収 納 印 又 は 振 替 印				

振込金兼手数料受領書

依頼日	年 月 日	振込金額	リエル
振込先金融機関		手数料		リエル
受取人	預金種目	当座	口座番号	
	口座名			
寄託番号	年 号			
依頼人	住所			
	氏名又は名称			
取扱金融機関の受領印				

寄 託 有 価 証 券 払 渡 請 求 書

（ 裁 判 上 の 保 証 に つ い て の 有 価 証 券 寄 託 ）

請 求 者 は ， 太 線 の 枠 内 に 記 入 す る 。

申 請 年 月 日 年 月 日		受 付 番 号 年 第 号	
払 渡 し を 請 求 す る 裁 判 所 の 表 示 <p style="text-align: right;">裁 判 所</p>		払 渡 請 求 の 事 由 及 び 還 付 ・ 取 戻 し の 別 <input type="checkbox"/> 還 付 <input type="checkbox"/> 1 担 保 権 の 実 行 <input type="checkbox"/> 2 ()	
請 求 者 の 氏 名 又 は 名 称 : 法 人 の 代 表 者 氏 名 : 性 別 : 生 年 月 日 : 住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地 : 署 名 又 は 指 印 ¹ : (代 理 人 の 氏 名 :) (住 所 :) (署 名 又 は 指 印 :)		<input type="checkbox"/> 取 戻 し <input type="checkbox"/> 1 寄 託 原 因 の 消 滅 <input type="checkbox"/> 2 ()	
		(該 当 す る 事 由 の 前 の <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印 を 記 入 す る 。 担 保 権 の 実 行 又 は 寄 託 原 因 の 消 滅 以 外 の 場 合 に は 括 弧 内 に そ の 事 由 を 記 載 す る 。)	
		備 考	
寄 託 番 号	名 称	枚 数	総 額 面 額 面 , 回 記 号 及 び 番 号
年 第 号			
年 第 号			
年 第 号			
計			

上 記 払 渡 し を 認 可 す る 。
 年 月 日
 裁 判 所
 書 記 官

上 記 有 価 証 券 を 受 領 し た 。
 年 月 日
 受 取 人 氏 名
 (代 理 人 氏 名)

(注)
 1 代 理 人 に よ る 請 求 の 場 合 に は ， 本 人 の 署 名 ・ 指 印 は 不 要 。

閱 覧 申 請 書

閲覧の目的

（利害関係）

閲覧しようとする関係書類及びその部分

上記のとおり閲覧を申請する。

年 月 日

申請人（* 寄託者 被寄託者 その他）

住所

氏名

裁判所御中

* 該当するものの前の に 印を記入する。

証 明 申 請 書

証明申請の目的

（利害関係）

証明を申請する事項

上記のとおり証明を申請する。

年 月 日

申請人（* 寄託者 被寄託者 その他）

住所

氏名

裁判所御中

* 該当するものの前の に 印を記入する。